

第72号議案

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「（令第7条第2号）」を「（令第7条第4号）」に、

令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積 1平方メートルにつき1	200円	64円	210円	67円20銭
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月	100円	95円	105円	99円75銭
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	占有面積 1平方メートルにつき1	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
	その他のもの	年	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.0105を乗じて得た額	Aに0.01365を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	

を

令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積	1,000円	950円	1,050円	997円50銭
----------------------------------	------	--------	------	--------	---------

る工作物		1 平方				銭
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		メートルにつき 1 年	A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事中施設及び同条第 5 号に掲げる工事中材料		占有面積 1 平方メートルにつき 1	200円	64円	210円	67円20銭
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		月	100円	95円	105円	99円75銭
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.0147 を乗じて得た額	A に 0.0189 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.0147 を乗じて得た額	A に 0.0189 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額	A に 0.0105 を乗じて得た額	A に 0.01365 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.02625 を乗じて得た額	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。